

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令遵守に基づく企業倫理を重視しつつ経営の透明性および公明性を確保し、また迅速かつ適切な意思決定を図る観点から、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上の重要な課題であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社はすべてのコーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4】

(1) 政策保有に関する方針

当社の属する射出成形機事業は、様々な分野の業種で活用されており今後、更に拡大していくことが見込まれます。また、当社におきましても世界規模で競争を勝ち抜き、調達・生産・開発・営業と全ての過程において様々な企業との協力関係が必要不可欠であります。このため、事業戦略や関係企業との事業上の協力関係の強化を総合的に勘案し、当社の企業価値の向上、成長を図るために政策保有株式を保有しております。当社は直近事業年度末の状況に応じ、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに縮減していく基本方針のもと、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、政策保有の意義、経済合理性等を検証し、保有継続の可否や保有株式数を見直します。

(2) 政策保有株式の検証と報告

当社は、営業上重要な政策保有株式について、政策保有に関する方針に基づき、業績、配当政策等を総合的に検証し、取締役会において決定しております。

(3) 議決権行使にあたってのプロセス

議決権行使にあたっては、投資先企業において当該企業の発展と株主利益を重視した経営が行われている等に着眼し、総合的に判断して議案毎に賛否を行っております。

【原則1 - 7】

当社は、役員との利益相反取引について、会社法で定められた手続きを遵守するとともに取締役会での承認報告をすることとしております。

また、生産、調達、営業活動等において法令を遵守した取引を行うよう、「日精樹脂工業行動憲章」および「コンプライアンス規程」において定めており、全従業員を対象に年4回実施するコンプライアンス研修会において教育研修を実施し、内部監査部門がその有効性を監査する体制を整備しております。

【原則2 - 4 - 1】

当社は、男女問わず優秀な人材を積極的に登用することに努めております。現在、課長級以上の管理職に占める女性管理職の比率は5.7%、外国人管理職の比率は2.8%、中途採用者の管理職の比率は12.8%であります。人事部担当の取締役がキャリア開発のためキャリア面談を実施してキャリアアップ計画を作成するほか、社員の階層別研修会を通じた幹部社員の育成を実施していますが、特に女性社員向けにアドバンス研修を通じたリーダー候補者の育成を行っており、女性管理職の比率は8%を目標としております。

【原則2 - 6】

当社では、企業年金(確定拠出年金)の運用管理担当部署を人事部と定めております。人事部では、専門の人員を配置し、金融機関の研修会等に積極的に参加して、企業年金の運用管理機関に対する監督機能を強化、発揮するための人材の育成および人材の計画的な配置に努めております。

【原則3 - 1】

当社は、「世界の日精 プラスチックをとらして、人間社会を豊かにする」を経営理念としております。

上記の経営理念に基づき、取締役会において経営企画の策定、情報開示等の決定をしております。

(1) 会社が目指す姿(経営理念等)や経営戦略、経営計画

1. 真のグローバル経営の強化
2. グローバル市場への積極的展開による販売増強
3. グローバル生産体制の強化
4. グローバルリスク管理体制の強化

(2) 本コードに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、法令遵守に基づく企業倫理を重視しつつ経営の透明性および公明性を確保し、また迅速かつ適切な意思決定を図る観点から、コーポレートガバナンスの充実が経営上の重要な課題であると認識しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

経営陣幹部と取締役の報酬は優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、当社グループの業績向上および企業価値の増大に向けて職責

を負うことを考慮し、現金報酬としては、固定報酬としての基本報酬および業績連動型報酬、非金銭報酬としてストック・オプション報酬で構成しております。取締役会において決議した「取締役の報酬等の決定方針」に基づき役付取締役および社外取締役で構成する報酬委員会において経営陣幹部・取締役の職位に応じ、さらに経営環境等を勘案して策定し、取締役会の決議により決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役会での取締役候補者の選解任につきましては、役付取締役および社外取締役で構成する指名委員会において、管掌予定の部門に関する専門知識を有している、人格、見識等を総合的に判断して選考し、取締役会に提案いたします。

また、代表取締役を含めた経営陣幹部の選解任につきましては、任期内における会社業績への貢献度および毎年実施する取締役会の評価結果に基づき、指名委員会に次期の候補者として可否を議論し、取締役会に提案しております。

監査役においては、監査役活動の充実、強化、取締役の監査が出来る人物を選考しております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役、監査役候補者の選解任基準および個々の指名理由については「株主総会招集ご通知」「コーポレートガバナンス報告書」上に記載し、公表しております。

【原則3-1-3】

当社が製造、販売するプラスチック射出成形機で生産するプラスチック製品は、人間社会を豊かにしてきた半面、マイクロプラスチック問題等の環境問題が生じております。当社では、こうした人間社会の豊かさと同様自然社会のサステナビリティに対し、PLA(ポリ乳酸)等の環境素材の技術の普及および技術革新を推し進めてまいります。具体的には、気候変動に関する重要なリスクと機会として認識すべき事項を明確にして、取締役会にて議論を行いシナリオ分析、各リスクと機会が及ぼす財務的影響等については有価証券報告書等での開示を検討してまいります。

【原則4-1-1】

取締役会は、事業を推進していく中で、経営戦略の策定、執行、監査・監督を適切に行うために、多様な経験、知識、高い専門性と見識を有する者を取締役とすることが極めて重要であります。またこれによって、適切に責任・役割を果たすことが可能となり経営のレベルを高めることが可能となります。

上記を前提として当社取締役会では1. 会社法及び他の法令に規定された事項、2. 定款、取締役会規程において定められた事項、3. 株主総会で委任された事項、4. その他の経営上の重要事項について決議を経るものとしております。

とりわけ、中期経営計画等の経営戦略については、経営陣から提案された事業戦略案を取締役会において十分協議し社内取締役、常勤監査役および豊富な経験と高い専門的見識を持つ社外取締役、社外監査役が多面的な観点からリスクテイクを行い実効性を確保しております。

【原則4-9】

当社の社外取締役の独立性基準は、東京証券取引所が定める独立性基準をもとに、取締役会で審議検討することで、独立社外取締役の候補者を選定しております。

【原則4-10-1】

当社では、取締役会の下に独立した役付取締役2名および社外取締役2名で構成する指名委員会と報酬委員会を設置しており、各委員会から答申を受けた取締役会では、社外取締役および社外監査役から有用な意見が述べられ、慎重に議論を重ねた上で決定する体制を整えております。取締役候補者の選定につきましては、当社事業における必要なスキル、経験に加え、ジェンダー、国籍等の多様性の観点を含めて議論を行っております。後継者の育成計画については、引続きロードマップに基づいた議論を指名委員会で実施してまいります。また、今後は指名委員会、報酬委員会の構成メンバーは過半数が社外取締役になるように今後検討してまいります。

【原則4-11-1】

(1) 取締役候補者の選定条件

当社グループの営む事業であるプラスチック射出成形機の技術、製造、販売、管理等に関する適切かつ機動的な意思決定および業務執行の監督を行うことができるように、社内取締役については、上記事業に関する専門的な能力、知識・知見を有する人材を候補者とし、社外取締役については、ステークホルダーや顧客の視点から成長戦略やガバナンスに関して多様な価値観による問題提起を積極的に行うことができる人材(性別、年齢、国籍を含む)を候補者とするを基本方針としております。

(2) スキルマトリックス

当社では、取締役の能力・経験・スキルについてマトリックスの作成を進めております。当社グループの営む事業であるプラスチック射出成形機の製造、販売に関する適切かつ機動的な意思決定および業務執行を行うことができるように、社内取締役については、上記事業に関する専門的な能力、知識、知見を有する人材を候補者とし、社外取締役は当社事業の経営監督を全うできる人材をそれぞれの専門的分野の知見、経験等を基に候補者としております。

【原則4-11-2】

当社は、社外取締役・社外監査役を含めた取締役・監査役候補者、取締役・監査役の重要な兼職状況を「株主総会招集ご通知」の事業報告や参考書類に記載、開示しております。また、社外取締役・社外監査役については、その兼任状況を本報告書「2.1 機関構成・組織運営等に関する事項【取締役関係】【監査役関係】」に記載しております。社内取締役・常勤監査役については、上場会社の役員を兼任していません。

【原則4-11-3】

当社の取締役会では、期末に「取締役の職務の適正性を確保する体制」について自己評価と検証を行い、必要に応じて次年度の実効性の確保に反映させております。

取締役会は取締役会規程に基づき原則月1回開催し、必要に応じて随時開催することとしております。また、経営方針等の重要事項については、取締役会に先立ち経営会議において審議することとしております。さらに経営会議には社外取締役、社外監査役が出席し、法令・定款・リスク管理等の観点から積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議および取締役・執行役員業務執行に反映しております。

【原則4-14-2】

当社は、年2回、取締役および幹部社員を召集した経営説明会等を実施し、経営陣幹部、業務執行取締役からの業務執行状況等の発表を行うとともに、業務執行取締役においては、四半期毎に自部門の進捗状況の分析評価を行い、経営陣幹部のヒアリングを通じて検証、評価を行うトレーニングを実施しております。また新任役員へ斡旋する外部研修会のほか、社外役員を含む取締役、監査役が自らの判断および会社が必要と認めた場合、研修会に会社の負担において参加できることとしております。

【原則5-1】

当社は、機関投資家に対して半期毎、決算説明会を開催し、このほかスモールミーティングや個別訪問取材等を行っております。一方で機関投資家のみならず個人株主との建設的な対話についても積極的に実施しております。また、最も重要な場の一つとして株主総会を位置付けており、株主からの質問に対して誠心誠意回答し、株主からの意見は会社経営の参考にさせていただくこととしております。その他、日常における電話での問合せについてもIR担当部門において対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,968,500	10.09
有限会社アオキエージェンシー	1,889,400	9.69
NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED	1,563,600	8.02
日精樹脂工業取引先持株会	1,406,800	7.21
株式会社八十二銀行	966,000	4.95
依田穂積	667,160	3.42
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	503,400	2.58
前田陽太	399,000	2.05
日精樹脂工業株式会社従業員持株会	366,975	1.88
三菱UFJ信託銀行株式会社	346,000	1.77

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
平洋輔	税理士													
原勝彦	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平洋輔		独立役員であります。	社外取締役の役割は、独立の立場から取締役の職務の執行を監視し、適切なコーポレート・ガバナンスの確保を図ることにあると考えております。 平洋輔氏につきましては、税理士として財務および会計に精通し、高度な専門知識を有しており、当社の社外取締役および独立役員として適切であると判断したものです。 また、当社と平洋輔氏においては、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係はないものと認識しております。

原勝彦	独立役員であります。	社外取締役の役割は、独立の立場から取締役の職務の執行を監視し、適切なコーポレート・ガバナンスの確保を図ることにあると考えております。 原勝彦氏につきましては、公認会計士として企業会計に精通し、高度な専門知識を有しており、当社の社外取締役および独立役員として適切であると判断したものです。 また、当社と原勝彦氏においては、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係はないものと認識しております。
-----	------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

- 指名委員会
指名委員会は、役付取締役2名および社外取締役2名で構成しております。指名委員会では、取締役候補者選任基準等に基づき、取締役候補者を選出しております。また再任の業務執行取締役については、取締役候補者選任基準に加え、任期中の会社への貢献度および毎年取締役会において実施する取締役会の評価結果を踏まえて総合的に検討、議論を行い、その結果を踏まえて取締役会で議論のうえ決しており、高い透明性を確保しております。
- 報酬委員会
報酬委員会は、役付取締役2名および社外取締役2名で構成しております。当社業務執行取締役の報酬は現金報酬と業績連動型報酬(ストック・オプション)で構成しております。報酬委員会では、当社報酬基準に基づき、業績、貢献度、役位等を考慮のうえ協議し、協議結果を踏まえて取締役会で議論のうえ決しており、高い透明性を確保しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- 監査役と会計監査人の連携状況
相互の監査方針・監査計画・監査内容につき必要に応じて随時打合せを行うなど、適切な連携状況を維持しております。
- 監査役と内部監査部門の連携状況
相互の監査方針・監査計画・監査内容につき必要に応じて随時打合せを行うなど、内部統制の整備状況につき常時監視できる体制を維持しております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
成澤一之	他の会社の出身者													
西田治子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
成澤一之		独立役員であります。	<p>社外監査役の役割は、独立の立場から取締役の職務の執行を監視し、適切なコーポレート・ガバナンスの確保を図ることにあると考えております。</p> <p>成澤一之氏につきましては、過去に他の会社の代表取締役を務め、会社経営に関する高い見識とガバナンスに関する豊富な経験と高い見識を有することから、当社の社外監査役として適切であると判断したものであります。</p> <p>また、当社と成澤一之氏においては、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係は無いものと認識しております。</p> <p>なお、成澤一之氏は株主の付託を受けた独立役員として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。</p>
西田治子		独立役員であります。	<p>社外監査役の役割は、独立の立場から取締役の職務の執行を監視し、適切なコーポレート・ガバナンスの確保を図ることにあると考えております。</p> <p>西田治子氏につきましては、一般社団法人の代表理事等の非営利活動法人の運営に携わっていることおよび過去の勤務経験より企業経営、ガバナンスに関する豊富な知見と高い見識を有していることから、当社の社外監査役として適切であると判断したものであります。</p> <p>また、当社と西田治子氏においては、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係は無いものと認識しております。</p> <p>なお、西田治子氏は株主の付託を受けた独立役員として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績と株式価値との連動性をより強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

当社、社内取締役7名に対し、年額50百万円以内の範囲内でストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

第65期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)に係る取締役の報酬等の総額
取締役 10名 238,769千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社

(1) 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬(ストック・オプション含む)により構成し、監督機能を担う社外取締役についてはその職務に鑑みて基本報酬のみを支払うこととしております。

(2) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬(役位報酬)は、経済産業省の「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」および日本取締役協会の「経

當者報酬のガイドライン」等を参考に算定を行っております。社外取締役は、役員報酬規程に基づき算出する固定報酬のみとしております。当社の取締役の基本報酬および業績連動報酬の金銭報酬については年額報酬を役員報酬規程に基づき、毎月の定期同額にて支払っております。

(3)業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

ア.業績連動報酬

業績連動報酬については、当該連結会計年度の業績および次期の経営環境予想等に基づき各取締役の業務執行状況を加味した報酬評価基準表により算定しております。

報酬評価基準表は、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益、ROE、配当性向等の各項目における開示値および前年同期との増減比較率より自動的に算出される定量的評価基準と担当する業務に対する取組姿勢、結果から報酬委員会に協議された定性的評価基準に基づき作成しております。

イ.ストック・オプション報酬

ストック・オプション報酬については、取締役新株予約権1個当たりの公正価額を除いた数を割り当てております。公正価額の算出はブラック・ショールズ・モデルを用いております。

ストック・オプションについては、内規で定める取締役新株予約権支給規則に基づき、毎年7月に1年分を付与しております。

(4)金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、報酬委員会において検討を行っております。取締役会は、報酬委員会の答申内容を最大限尊重して当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

(5)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の役員報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分としております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答案を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は当該答申の内容に従って決定を行っております。

株式報酬につきましては、報酬委員会からの答申を踏まえて取締役会で取締役個人の割当数を決議することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、常勤監査役を含めた社外監査役を補助すべき専任の補佐部署として、監査役室を置いております。社外取締役に対しては、経営企画部が補佐にあたっております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1.取締役会および経営会議

当社の取締役会は、取締役9名で構成され、重要事項を決定するとともに取締役の職務執行状況を監督しております。取締役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時に開催しております。なお、9名中、社外取締役は2名であります。

また、取締役会に付議すべき重要な案件に関する建議・答申を行う機関として、経営会議を原則として毎月2回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。当経営会議の構成メンバーは、取締役、社外取締役および監査役、社外監査役であり、職務執行についての個別具体的な対応等に関する事前審議・チェック機関として有効に機能しております。

なお、2021年3月期は取締役会18回、経営会議14回を開催いたしました。

2. 役員の選任・指名について

当社は、各役員の選任・指名については、取締役候補者の選定にあたっては、当社グループの営む事業であるプラスチック射出成形機の製造、販売に関する適切かつ機動的な意思決定および業務執行の監督を行うことができるように、社内取締役については、上記事業に関する専門的な能力、知識・知見を有する人物を候補者とし、社外取締役については、ステークホルダーや顧客の視点から成長戦略やガバナンスに関して多様な価値観による問題提起を積極的に行うことができる人材(女性や外国人を含む)を候補者とするを前提としております。以上の方針に基づき、役付取締役2名および社外取締役2名からなる指名委員会の答申を受けて取締役会で決定しております。

また、監査役候補者につきましては、指名委員会での候補者選定後に監査役会の同意を得た後、最終的に取締役会で決定しております。

各役員の選任・指名の理由は以下の通りであります。

・依田穂積

当社の取締役を20年間、代表取締役を18年間務めており、強いリーダーシップを発揮し企業価値の向上に寄与してきた実績を有しております。今後とも持続的な成長と企業価値の向上を目指す強い意欲を有しており、当社の経営を担っていく上で適任であると判断いたしました。

・滝澤清登

海外生産拠点の立ち上げ以来、取締役海外生産統括として、海外市場における製造、調達を推進してきた実績と、これらに関する豊富な経験と高い見識を有していることから当社の経営および企業発展に貢献できると判断いたしました。

・宮下浩

株式会社八十二銀行の常勤監査役を務めた経験から会社経営および会社法等の法令に関する豊富な知識、経験を有しております。当社取締役として経営企画部、人事部、財務部、総務部、内部監査室、コンプライアンス、リスク管理を担当しており、経営体制の強化に貢献しており、当社の経営および企業発展に寄与できるものと判断いたしました。

・碓井和男

当社入社以来、技術部門において勤務し、技術部門の責任者等の経験を通じて、幅広く豊富な経験と高い見識を有しており、当社取締役技術

本部長として、その職務・職責を果たしており、当社の経営に貢献できると判断いたしました。

・清水宏志

当社入社以来、営業部門において勤務し、営業部門の責任者等の経験を通じて、幅広く豊富な経験と高い見識を有しており、取締役として当社の経営に貢献できると判断いたしました。

・小林孝浩

当社入社以来、技術部、生産技術部、製造部、日精塑料機械(太倉)有限公司等の職務経験を有しており、また、技術、生産部門に関する豊富な知識や見識を有しており、当社の経営および企業発展に寄与できると判断いたしました。

・荻原英俊

株式会社八十二銀行の常勤監査役を務めた経験から会社経営および会社法等の法令に関する豊富な知識、経験を有しております。当社取締役として経営体制の強化に貢献しており、当社の経営および企業発展に寄与できるものと判断いたしました。

・平洋輔

税理士として税務および会計に精通し、高度な専門知識を有し、その経験や知見を独立した立場から社外取締役として当社の経営に貢献できるものと判断いたしました。

・原勝彦

公認会計士として、海外企業を含め多くの企業監査の経験と会計に関する高度な専門知識を有しております。過去にEY新日本有限責任監査法人の経営会議等の役員として同法人の経営にあたっており、会社経営を統括する豊富な経験と高い見識を有していることから、当社の経営および企業価値の向上に寄与できると判断いたしました。

・廉澤元章

当社入社以来、25年間経理業務を担当しており、財務、会計に相当程度の知見を有しております。監査役として経営の監査を通じて当社の経営に貢献できると判断いたしました。

・成澤一之

株式会社八十二銀行の代表取締役を務め、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を有し、独立した立場から当社の経営に関して有用な意見等を頂いており、社外監査役として当社の経営に貢献できると判断いたしました。

・西田治子

一般社団法人の代表理事等の非営利活動法人の運営に携わっていることおよび過去の勤務経験より企業経営、ガバナンスに関する豊富な知見と高い見識を有していることから、当社の社外監査役として適切であると判断いたしました。

3. 報酬等の決定について

取締役の報酬の決定については、役付取締役2名と社外取締役2名で構成する報酬委員会において算定し、算定案を取締役会において協議した上で決定する体制を敷いております。

4. 監査役会および内部監査

当社は監査役制度を採用しております。

監査役会は監査役全3名(うち社外監査役2名)で構成され、このうち常勤監査役は1名であります。なお、社外監査役2名は独立役員をそれぞれ兼ねております。

監査役は、取締役会および経営会議への出席等を通じ取締役の職務執行を十分に監視できる体制をとっているほか、会計監査人と密に連絡を取りながら監査の実効性を高めております。また、内部監査につきましても、内部監査室を置き当社グループ全体の業務執行の適正および効率性につき監査を行い、ガバナンス体制の整備を図っております。

なお、有価証券報告書においては、2020年3月期において監査役に支払った報酬額28百万円(うち社外監査役9百万円)を開示することとしているほか、会社法上の事業報告においては、会社法施行規則に基づき監査役の報酬等の総額およびその内訳として社外監査役分の総額を開示しております。

5. 会計監査人

会計監査人については、EY新日本有限責任監査法人を選任し、監査契約に基づき、公正かつ中立な立場から外部監査が有効に実施される環境を整備しております。

なお、2021年3月期における会計監査の体制は次のとおりであります。

(業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人)

公認会計士の氏名等 所属する監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 中川 昌美 EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 唯根 欣三 EY新日本有限責任監査法人

(監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士 2名

その他 9名

(監査報酬)

監査証明業務に基づく報酬 41,700千円

6. その他

(1) 職務執行の法令および定款への適合性を確保するため、複数の顧問弁護士から随時必要な助言を受けております。

(2) 社外監査役の機能強化に関する取組状況について

社外監査役役割は、独立の立場から取締役の職務の執行を監視し、適切なコーポレート・ガバナンスの確保を図ることにあると考えております。当社において監査役3名のうち2名が社外監査役であり、2名が共に独立役員を兼務している状況であることから、当社の業務執行全般に関して高い独立性を保持しているものと考えております。

また、監査役と会計監査人ならびに内部監査部門は相互の監査方針・監査計画・監査内容につき必要に応じて随時連携を取りつつ、一体となった監査体制を敷いております。

(3) 社外取締役の機能強化に関する取組状況について

社外取締役の役割は、独立の立場から取締役の職務の執行を監視し、適切なコーポレート・ガバナンスの確保を図ることにあると考えております。当社において取締役9名のうち2名が社外取締役と共に独立役員および取締役会の諮問機関である報酬委員会、指名委員会を兼任しており、適切なガバナンスの確保に努めております。

また必要に応じて社外監査役と意見交換を実施し、一体となった監査・監督体制を敷いております。

さらに、必要なセミナー、研修会を斡旋、または本人の希望に応じて会社の費用負担に参加し、必要な技能の習得を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社の体制を採用しております。社外役員につきましては、社外取締役および社外監査役を選任しております。

当社の社外取締役は2名であります。また社外監査役は2名であります。

社外取締役および社外監査役の役割は、独立の立場から取締役の職務の執行を監視および監督を行い、適切なコーポレート・ガバナンスの確保を図ることにあると考えております。

社外取締役1名は、税理士として税務および会計に精通し、高度な専門知識を有していることから、また、ほかの1名につきましては、公認会計士として企業監査の経験と会計に関する高度な専門知識を有しており、当社の社外取締役として適切であると判断しております。

社外監査役2名は、過去に他の会社の代表取締役を務めており、いずれも企業統治に関する豊富な経験と高い見識を有していることから、両名とも当社の社外監査役として適切であると判断しております。

なお、当社の社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は、東京証券取引所における「上場管理等に関するガイドライン」を基準を満たすことを前提として独自に以下の基準により判断しております。

・社外取締役候補者選任基準

独立かつ客観的な立場から取締役会等で当社の経営に対し有用な意見を述べるができる経験、知見を備えている。

当社の社外取締役に求められる経営陣と株主の利益相反行為の監督、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に述べるができる。

経営陣幹部の選解任、その他重要な意思決定を通じ、取締役会の一員として経営の監督を行える能力を備えている。

社外取締役として、取締役会、経営会議にそれぞれ75%以上出席できる時間を確保できる。また他の会社の役員との兼職については、取締役会及び経営会議への出席がそれぞれ75%以上確保できることをもって「合理的な兼職の範囲内」とする。

産業機械関係の製造業、企業法務、企業会計、会社経営のいずれかの知識が豊富で、当社の社外取締役として活動できる。

・社外監査役候補者選任基準

独立かつ客観的な立場から取締役会、経営会議等で当社の経営に対し有用な意見を述べるができる経験、見識を備えている。

社外監査役に求められる経営陣と株主の利益相反行為の監督、少数株主等のステークホルダーの意見を取締役会で述べるができる。

経営陣幹部の選解任、その他の重要な意思決定を通じ、取締役会において有用な意見を述べるができる。

社外監査役として、取締役会、経営会議に75%以上出席できる時間を確保できる。また他の会社の役員との兼職については、取締役会および経営会議への出席がそれぞれ75%以上確保できることをもって「合理的な兼職の範囲内」とする。

当社の監査計画に沿って、会計監査、業務監査を確実にを行う時間、能力を有する。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日より3週間前を目安に発送しております。
その他	株主総会運営においてビジュアル化を進め、株主の皆様にわかりやすい株主総会に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会としては、本決算開示後、ならびに中間決算開示後のタイミングで年2回実施しております。その他、必要に応じて工場見学会等を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社公式ホームページ上に「株主・投資家情報」の項目を設け、社長メッセージのほか、適時開示情報、株式情報、IRカレンダー等のコンテンツを掲載しております。	

IRに関する部署(担当者)の設置

経営企画部がIR担当部署となり、専務取締役がIR活動全般を統括しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「日精樹脂工業行動憲章」において株主・投資家、社員、社会、地球環境等との関係における役職員の行動指針および行動基準を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	1. 環境保全活動 環境理念および環境方針に基づき、太陽光発電設備の利用、ごみゼロ運動の推進等を通じて環境保全のための全社的な取組を継続しております。また、本社研究開発センターおよび品質管理棟を「ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」に改修し、建設物省エネルギー性能表示制度(BELS)の評価で「ZEB Ready」に認証される等、更なる環境負荷低減に向けた取組を実施しております。 2. 環境対応技術 持続可能な資源循環型社会の実現や脱炭素による地球温暖化抑制に向けた取組として植物由来の環境対応素材「ポリ乳酸(PLA)」の用途を拡大した射出成形システムを開発、拡販に努めております。
その他	1. 健康経営の取組 当社では従業員の健康増進を重視し、健康管理を経営課題として捉え、その実践を図ることによって従業員の健康維持・増進と会社の生産性向上を目指しており、取組が優良であるとして、経済産業省より健康経営優良法人として認定を受けております。 取組内容 社内喫煙率の低減 当社の喫煙率を2%削減することを目標として取組を実施しております。 メタボ率の低減 当社のメタボ率を10%低減することを目標として取組を実施しております。 2. ダイバーシティの推進 当社は、社員が仕事と家庭を両立することができ、その能力を十分に発揮できる職場環境を整備し、次世代育成支援を実施しております。 仕事と家庭の両立促進 男性社員への育児休業等の周知と取得を促進しております。 仕事と家庭の両立支援制度をホームページで周知しております。 メリハリのある働き方でワークライフバランスを実現 所定労働外労働時間の削減を徹底しております。 メリハリのある働き方の実現のため、有給休暇の取得を促進しております。 次世代育成支援 人材育成、キャリア促進の取組を実施しております。 若年層の勤労観、就労観を養うため、就業体験や会社見学の機会を提供しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制として次の通り決議しております。

- 取締役、使用人に職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当及びグループ会社は「プラスチックをとおして、人間社会を豊かにする」の経営理念に則った「日精樹脂工業行動憲章」に基づき法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
取締役会は「コンプライアンス規程」を定め、法令、社内規則及び企業倫理の遵守を徹底し、当社及びグループ会社に勤務するすべての者がこれを遵守する。
取締役会は、法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止と社内通報制度を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
取締役会は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、警察等の関係行政機関と連携を取りながら反社会的勢力との関係を遮断する体制を整備し、当社及びグループ会社に勤務する全ての者がこれを遵守する。
- 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、法令等の定めに基づき文書等を保存管理するほか、文書規程及び情報管理規程に基づき、適切な保存管理を行う。
諸規程の適正な運用を図るとともにその保存媒体に応じ適切かつ確実に検索性の高い状態で保存及び管理を行い、必要に応じて体制の見直しを図る。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
取締役会は、損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、リスク管理規程に基づき、会社のリスクの把握及び管理を行う。

各部門を管掌する取締役は担当職務に内在するリスクを把握、分析評価を行い適切な対策を実施する。
不測の事態及び災害、システム障害等への対応として、社内規程等に基づき体制を整備しつつ、事業継続計画(BCP)及び各マニュアル等の着実な運用を図るとともに想定される様々な災害等のリスクによる損害を最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するため、取締役会は取締役会規程に基づき原則月1回開催し、必要に応じて随時開催する。当社の経営方針及び経営戦略に係わる重要事項については、経営会議において事前に協議を行い、その審議を経て取締役会において決議を行う。

取締役会の決定に基づく職務執行については、職務権限規程等に基づき業務所管部署の責任と権限を定め、適正な体制を確立する。必要に応じてこれらの諸規定を見直し、効率的な職務執行体制を維持する。

取締役会の実効性の評価を行い、透明性の高い経営体制を維持する。

5. 当社並びに連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

連結子会社を中心とするグループ会社全てにおける企業集団として業務の適正を確保するために、関係会社管理規程及び海外グループ会社管理規程を定め、経営管理体制を統制する。

多様化する業務の適正を確保するために、連結子会社等の取締役及び使用人は、規程等に基づいたグループ会社の経営上の重要な事項に関しては、当社への協議及び報告を通じて連結子会社等の経営管理を行う。

当社及び連結子会社は、財務報告の適切性・信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制体制を整備する。

6. 監査役の監査環境に関する体制

監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、必要に応じて監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換する。

当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人が監査役に対して報告すべき事項及び方法については法令及び規程に準ずるものとし、その他は取締役会と監査役会との協議により決定する。前記に係らず監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

監査役に報告した取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社内通報制度において監査役に報告する体制及び規程を整備する。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため取締役会等重要会議に出席すると共に代表取締役と定期的な会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。また、監査役は会計監査人に報告を求めると共に情報の交換を行うなどの連携を図る。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次の通りであります。

当社グループは、取締役会において決議された内部統制体制の整備に関する基本方針に基づき、当社及びグループ会社において内部統制システムを整備し、運用しております。

期初においては、経営説明会を全使用人に対して実施し、経営方針、経営課題等の説明を行い、認識の統一化を図っております。期中においては四半期毎に経営説明会を実施して進捗状況を全使用人に説明するほか、代表取締役等の役付取締役による各部門のヒアリングを適宜実施し、進捗状況の確認および適切な業務運営の体制を確保しております。また、取締役会の実効性を確保するため取締役、監査役(社外役員含む)に対してアンケート調査を実施して取締役会の実効性の評価・改善を行い、経営の透明性、健全性を確保しております。

取締役及び使用人を対象に、年4回のコンプライアンス研修会を実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。さらに内部監査部門において、業務が適正に行われているか等の業務監査を部門毎に実施し、取締役会に報告する体制を整備しております。

また、リスク管理体制においては、当社グループとして年1回BCP訓練を実施し、その訓練の結果からBCPマニュアルを改訂し実効性を高めております。海外子会社においても各国におけるリスクを洗い出し、リスクに応じた対応策を講じております。

当社の子会社に対しては、当社による経営管理を一本化した運営を行い、経営状況、マーケット分析のほか各国の税制、法令の把握等の努め、現地法人の管理体制の強化に努めております。また定期的に当社の監査役、会計監査人及び内部監査部門が監査を行い、内部統制の有効評価を通じて改善に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力に対し、「日精樹脂工業行動憲章」に次の事項を定め、取組を実施しております。

- (1) 市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。
- (2) 反社会的勢力に対する利益供与は一切行わない。
- (3) 反社会的勢力に対する情報をグループ内で共有し、報告、対応に関する体制を整備する。
- (4) 業界・地域社会で協力し、警察等の関係行政機関と緊密な連携を取って反社会的勢力の排除に努める。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に関する基本方針

当社は、企業内容の積極かつ公正な開示を東証の「会社情報適時開示ハンドブック」に則り、当社および子会社の業績、運営、業務等に関する開示を行っております。株主・投資家の有価証券の投資判断に影響を与える可能性がある重要な会社情報について、公正かつ適時・適切な開示を行う事により、株主・投資家・地域社会をはじめとするステークホルダーの当社グループに対する理解を促進し、その適正な評価に資することを基本方針としております。

2. 社内体制

当社は、適時開示に係る開示責任者を専務取締役と定めております。また、開示担当部門を経営企画部とし、情報取扱責任者を経営企画部長と定めております。

適時開示の対象となり得る情報が開示すべき情報に該当するかの判断は、原則として開示責任者（専務取締役）と情報取扱責任者（経営企画部長）の2名による協議により行っております。

3. 開示の実施

経営企画部長は、開示すべき情報の対象となり得る情報（決定事実、発生事実、決算情報等）の収集・集約に努め、取締役会決議事項（決定事実、決算情報）については、取締役会決議に基づき、またそれ以外（発生事実等）については、代表取締役の承認に従い、開示担当部門（経営企画部）が開示を行います。

開示すべき情報は、その種類、開示のタイミング、関連法令の法定要件等を勘案し、証券取引所の適時開示情報伝達システム（TDNET）、金融庁の電子開示システム（EDINET）、複数報道機関へのニュース・リリース、当社ホームページへの掲載をもって開示することとしております。

4. 内部情報の管理

当社は、インサイダー取引規制規程を定めており、重要事実等の内部情報に係わる管理を徹底し、社内研修等を通じて、内部者取引を未然に防止するとともに、証券市場における会社の信頼確保に努めております。

